

○ 鈴鹿工業高等専門学校寄附取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 2 8 号
最終改正令和 7 年 10 月 1 日

鈴鹿工業高等専門学校寄附取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年機構規則第45号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構間接経費取扱規則（平成31年機構規則第132号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「寄附」とは、本校における奨学、教育、研究及び管理運営に係る業務を支援することを目的とする寄附をいう。

(寄附の申込み)

第 3 条 校長は、寄附の申込みをしようとする者があるときは、寄附申込書（別記様式第 1 号）を提出させるものとする。

(受入れの審査)

第 4 条 校長は、寄附を受けるときは、必要に応じて独立行政法人国立高等専門学校鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）内に設置する研究推進委員会その他委員会の意見を聴くこととする。

2 前項にかかわらず、校長は、産学官金連携・教育研究推進事業基金、クラウドファンディング等の寄附者を一としない寄附金の受入れについて、運営会議で計画書等の適否を事業開始前あるいは募集開始前に審査するものとする。

(間接経費)

第 5 条 校長は、受入金額の 10% に相当する額を間接経費として受け入れるものとする。

(間接経費の免除)

第 6 条 校長は、前条の規定にかかわらず、次の場合は間接経費を免除することができる。

- (1) 応募、申請、審査の手続きを経て受ける研究助成金の性格を有する奨学寄附金
- (2) 奨学寄附金で寄附者が教育後援会等であるもの
- (3) 学術振興基金として受入れた奨学寄附金
- (4) 1 件当たりの受入金額が 50 万円以下の寄附金
- (5) 個人からの奨学寄附金
- (6) その他校長が特に必要と認めたもの

(受入れの決定)

第7条 校長は、第3条に規定する寄附金の申し込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費等の使途を明らかにしなければならない。ただし、産学官金連携・教育研究推進事業基金やクラウドファンディング等の寄附者を一としない寄附金の使途特定については、計画書等により定めるものとする。

3 校長は、第1項による受入れを決定したときは、第4条の規定による意見を聴取した場合を除き、運営会議等において寄附の受入について報告をするものとする。

(受入れの制限)

第8条 寄附を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他校長が特に教育研究上支障があると認める条件。

2 前項に掲げるもののほか、地方公共団体からの寄附については、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得た場合には、これを受け入れることができる。

(受入れ通知)

第9条 校長は、寄附の受け入れの決定をしたときは、寄附受入通知書（別記様式第2）により当該寄附者及び出納命令役に通知する。

(受入れ)

第10条 出納命令役は、前条の寄附の受け入れ通知を受領したときは、速やかにこれを受け入れなければならない。

2 出納命令役は、前項により受け入れた寄附が、現金である場合には直ちに徴収する処置をとらなければならない。有価証券である場合には当該有価証券について利子の支払又は償還があったときは、支払若しくは償還に係る現金を徴収する処置をとらなければならない。

(使途変更等)

第11条 校長は、寄附を受け入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附の使途変更等を行うことができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。
- (2) 研究担当者が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）第14条により、機構の設置する学校へ配置換等となった場合において、当該寄附の移し換えにつき、当該寄附者及び当該学校長の同意を得たとき。
- (3) 研究担当者が国立大学法人等へ転籍等となった場合において、当該寄附の移し換えにつき、当該寄附者及び当該学校長の同意を得たとき。
- (4) 研究担当者が退職若しくは死亡等した場合であって、研究担当者を変更して同一の寄附目

的のため引き続き使用する場合。

(教職員が寄附金を受入れたときの取扱)

第12条 教職員は、職務上の寄附金を受入れたときは、当該寄附金を速やかに機構に寄附しなければならない。

(寄附金の保管等)

第13条 寄附金は、校長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、本校の収入として受入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、預託により生じる利子等をもって寄附の目的を達する寄附金については、当該利子を寄附金の増加に充てることができる。

(雑則)

第14条 校長は、寄附金の取扱いについて、この規則によりがたい特別な理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(第13条第1項に関する経過措置)

1 第13条第1項の規定にかかわらず、平成20年4月1日現在において定期預金による預託が満期を迎えていない寄附金については、満期を迎えるまでの間、預託を行っている金融機関等への預託を継続するものとする。

2 前項の寄附金については、満期を迎えたときに生じる利子を寄附金の増加に充てるものとする。

3 この規則は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月30日から施行し、令和元年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別記様式第1（第3条関係）

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

（寄附者）住 所

氏 名

印

寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

なお、当該寄附金の一部を本校の教育研究の発展充実のため、必要な経費として使用することに同意します。

記

寄 附 金 額				円
寄 附 の 目 的 及 び 種 別	(該当種別を全て選択してください。)		<input type="checkbox"/> 教育支援, <input type="checkbox"/> 研究助成, <input type="checkbox"/> その他	
寄 附 の 条 件				
使 用 者 の 指 定	<input type="checkbox"/> 有	指定する使用者 の 所 属 ・ 氏 名	所属	
	<input type="checkbox"/> 無	(研究担当者等)	氏名	
指定した使用者が他 機関へ転出した場合 の取扱い（右のいづ れかを選択してくだ さい。）	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額を転出先へ移し換えることに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、本校内の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、本校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で本校内の他の教職員に使用者を変更して使用することに同意する。			
指定した使用者の退 職等に伴う取扱い （右のいづれかを選 択してください。）	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、本校の他の教職員に使用者を変更して使用するものとし、本校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で本校の他の教職員に使用者を変更して使用することに同意する。 <input type="checkbox"/> 寄附金の残額の取扱いについては、助成財団等の規定に従うものとする。（研究助成金の場合のみ選択可）			
使 用 内 訳				
使 用 時 期				
そ の 他				
担 当 者 連 絡 先	担当者名（申請者と異なる場合）		電 話：	
			メー ル：	

注) 寄附金は、本校の教育・研究の発展充実のための必要経費として使用致しますので、教職員が行う教育研究活動のみならず、学生が主体となつて行つた活動(クラブ活動等)も対象となります。

様

鈴鹿工業高等専門学校長 印

寄附の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも本校の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 寄附金額 円（うち間接経費 円）
- 2 寄附の目的
- 3 振込口座 ヒャクゴギンコウアサヒガオカシテン
百五銀行旭が丘支店 普通 301210
ドク、コクリツコウトウセンモンガッコウキコウホンブ
独立行政法人国立高等専門学校機構本部
- 4 その他 振込手数料は本校で負担しますので、差し引いてお振り込み下さい。

上記の寄附は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号〔最終改正：平成16年3月31日財務省告示第178号〕）に該当するものです。

(注) 1 この寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されます。

2 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、振込の際の領収書が必要となりますので、相当期間大切に保管してください。